

(お知らせ)

令和4年6月2日  
航空幕僚監部

## 小松基地所属F-15戦闘機の墜落に係る事故調査結果について

### 1 事故の概要

- (1) 日時：令和4年1月31日（月）17時30分頃
- (2) 場所：石川県沖洋上（小松基地西北西約5.5 Kmの洋上）
- (3) 機種：F-15DJ戦闘機
- (4) 概要：航空戦術教導団飛行教導群（小松基地）所属のF-15DJ戦闘機が夜間飛行訓練のため小松飛行場を離陸して約1分後に墜落
- (5) 被害：搭乗員2名死亡、F-15DJ戦闘機1機の破壊

### 2 事故の経過

- (1) 17時29分、事故機は2機編隊の2番機として、レーダー・トレーリング隊形（レーダーを使用して、事故機である後方機が前方機を追尾する隊形）で小松飛行場を離陸
- (2) 17時30分、事故機は1番機に対して、「ネガティブ・タイドオン」と送信（後方機が前方機をレーダーで捕捉できていないという状況の報告であり異常事態ではない。）。その後1番機が事故機に対して高度計規正の指示を送信したところ、通常あるべき返答はなかった。以降、事故機の通信途絶及びレーダー航跡消失を確認
- (3) 19時25分頃、救難活動を行っていた救難機が、浮遊物を回収
- (4) 20時40分頃、回収した浮遊物を当該機のものとして断定
- (5) 2月11日、操縦者1名が海中で発見され、事故機後席操縦者と特定されるとともに死亡を確認
- (6) 2月13日、操縦者1名が海中で発見され、事故機前席操縦者と特定されるとともに死亡を確認

### 3 事故の原因

本事故の原因は、離陸後の雲中における上昇旋回の途中において、事故機の右ロールが過大となるとともに、徐々に機首下げ姿勢となり、その後高度が急速に下がっていることに対し、事故機の前席及び後席操縦者の認識が遅れ、回復操作を行ったものの間に合わず、墜落に至ったものと推定  
事故機の前席及び後席操縦者の認識が遅れた主な要因として、次の事項（複合を含む）が挙げられる。

- (1) 事故当時の気象・天象条件及び離陸直後の姿勢や推力の変更操作等の影響を受け、自らの空間識に関する感覚が実状と異なる、空間識失調の状態にあった可能性が高い。
- (2) 編隊長機を捕捉するためのレーダー操作等に意識を集中させていたため、回復操作が行われるまでは、事故機の姿勢を認識していなかった可能性がある。

### 4 再発防止策等

- (1) 空間識失調に関する教育・訓練の強化
- (2) 基本計器飛行の確実な履行（レーダー・トレール隊形時の計器飛行を含む。）
- (3) コックピット・リソース（※）の適時適切な活用に関する教育・訓練の強化（※ コックピット内における安全確保のために利用可能な全ての人的資源、機器及び各種情報）
- (4) 異常姿勢の継続を検知、又は地表等との衝突を予想し、警報等により操縦者の認知を回復、又は機体が自動的に衝突を回避するシステムの調査研究と当該システムの適時適切な搭載

雲頂：約800m

墜落約19秒前～11秒前

- 右ロール角50度から、徐々に増加し81度へ
- 機首上げの姿勢角が14度から徐々に減少し1度へ

ネガティブ・タイドオン

墜落約11秒前

- 高度低下開始（約650mから）

離陸直後より雲中飛行へ

墜落4秒前

- 機首下げ姿勢角20度
- 右ロール角90度

雲底：約150m

墜落約2秒前

- 異常姿勢からの回復操作
- 垂直荷重8Gまで
- 機首下げ姿勢角25度から上げ姿勢角3度へ
- 右ロール角90度から31度へ

離陸後の上昇旋回から墜落までの機動イメージ

